



発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)881

2014年(平成26年)
12月19日(金)

「県警が無断で車にGPS」

名古屋の男性 愛知県を提訴

位置情報を高い精度で取得できる衛星利用測位システム(GPS)端末を、愛知県警が無断で車に設置し行動を監視されたとして、名古屋市の男性が愛知県を相手に百四十三万円の損害賠償を求め、名古屋地裁に提訴していたことが分かった。プライバシー権の侵害を訴えており、代理人弁護士は「令状主義に反した違法捜査だ」と主張。県警は取材に、一般論として捜査にGPSを使用する例があることを認めた。■議論分かれるGPS捜査①面

GPS端末を行動確認などの捜査で使う例は、一部の他県警で判明しているが、損害賠償を求める訴訟は全国初とみられる。訴状などによると、男性は三月上旬、市内の駐車場に止めていた自家用車の下部に、固定用の磁石を巻き付けたプラスチックケースを取り付けられているのを見つけた。中へ大手警備会社が個人や法人向けに貸し出している携帯式GPS端末が入っていた。

相談を受けた弁護士が、愛知県弁護士会を通じ警備会社に端末の登録番号を照会したところ、契約先は愛知県警の刑事総務課と判明。男性は以前に車体下部を確認した記憶などから、最長で一週間ほど端末が無断設置され、訪問先や移動経路が監視されていた可能性がある」と主張している。男性は「勝手に取り付けたのは許せない」と話している」といい、精神的苦痛を受けたとして慰謝料を求め

十月下旬に提訴。十九日に第一回口頭弁論がある。捜査機関によるGPS端末使用について、強制的な捜査を裁判所が許可する法令の必要性を規定する法令はない。弁護士によると、男性の車両に対する端末の設置に令状はなかった。弁護士は「位置情報を高い精度で常時把握し続けるのは、個人の意思を制圧する行為で強制捜査に当たる」と主張。また、県警が男性の承諾を得ずに警備

会社に契約を申し込み、設置した点も違法性があると指摘する。警備会社の利用規定には「設置される相手の同意がないことが明らかの場合、契約を承諾しない」との条項があるという。

一般論としては 使用することも 愛知県警刑事総務課の守部泰裕次長の話 訴訟係属中であるため、回答は差し控えておいた。一般論として、犯罪の嫌疑、危険性の高さなどに鑑み、速やかに犯人を検挙することが求められる事件で、他の捜査手法では追跡を行うことが困難であるなどの必要性が認められる場合にはGPS端末を捜査に使用することも

ある。

GPS捜査議論二分

組織犯罪検挙に有効

法的な規制が必要だ

名古屋市男性が愛知県警から衛星利用測位システム(GPS)端末で監視されプライバシー権を侵害されたとして起こした損害賠償訴訟に絡み、県警は、必要性がある場合にはGPS端末を車両に設置する捜査を行っていることを認め、犯罪捜査への有用性を指摘する声がある一方、令状主義に反すると問題視する有識者もあり、議論が分かれている。▶▶面参照

GPS機器を扱う警備会

社などは、位置情報を集める対象者に知らせないままの端末の使用は規約で禁じている。警察による使用実態は不明な点が多いが、刑事裁判などを通して明らかになった実例もある。

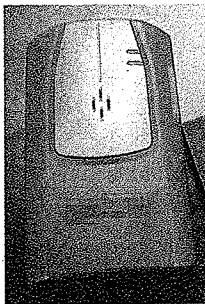
福岡地裁では昨年、覚せい剤取締法違反罪に問われた男の公判で弁護側が「GPSを使った捜査は違法だ」として無罪を訴えた。検察側は、福岡県警の捜査員が個人名義で端末を契約して男の行動確認に利用し

ていたことを認めた上で、適正な任意捜査の範囲内だと強調。今年四月に出た判決は、違法性の是非には踏み込まなかったものの「弁護人の指摘には傾聴に値する部分も多々含まれている」と異例の言及をした。

二〇〇六年には愛媛県警の捜査情報がインターネット上に流出。事件の参考人の車に無断設置していたことが分かり、問題化した。

一方で、携帯電話に搭載されたGPS機能の捜査への利用については、電気通信事業法に基づく個人情報保護ガイドラインが一年前に改定され、裁判所の検証令状を取得すれば、捜査機

関は携帯電話会社から容疑者の位置情報の開示を受けて捜査することが可能になった。ただし、プライバシー侵害の恐れから、位置情報



男性の車両に取り付けられているGPS端末。男性の代理人弁護士提供(一部画像処理)

報を探索していることを、電話の画面に通知する必要がある。

GPS端末を対象者の車両に設置する捜査は「こうした法規定がなく、適法性について評価が分かれる。」

明治大法科大学院の清水真教授(刑事訴訟法)は「GPSを活用した捜査手法は組織的犯罪などの検挙に有用性が高い。自動車の位置情報は、ナンバープレート

での特定も可能であるように法的保護価値はもともと低く、GPSでの監視行為は任意捜査の範囲にとどまる余地がある」と指摘する。

これに対し、成城大の指宿信教授(刑事訴訟法)は「携帯電話の位置情報の取り扱いでは、地図アプリなど当事者に取得されているとの認識がある情報の管理すら法的規制が検討されている。当事者に知られず位置情報を取得できるGPSの捜査利用は強制捜査にあたる」と法的に位置付けた上で、令状を取って運用すべきだ」と話している。

2014年(平成26年)12月19日(金曜日)

愛知県警GPS無断設置訴訟

県が請求棄却求める

愛知県警が無断で車に衛星利用測位システム(GPS)端末を設置して位置情報を監視したことで、プライバシー権を侵害されたとして、名古屋市の男性が愛知県を相手に慰謝料など百四十三万円の損害賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論が十九日、名古屋地裁で開かれた。被告側は請求棄却を求め、詳しい主張や反論は追って示すとした。

訴状によると、男性は三月、自宅マンションの駐車場で自家用車の下部に携帯式GPS端末を取り付けられているのを発見。端末の契約元への照会で、愛知県警の刑事総務課が契約先と判明した。男性は、最長で一週間ほど訪問先や移動経路を監視され、精神的苦痛を受けたと主張している。名古屋市内で記者会見した原告代理人の金岡繁裕弁

護士によると、男性は一般の会社員で警察の監視対象となることについては「全く身に覚えがない」などと話している。車は友人から数カ月前に借りたという。

GPSを使った捜査に関する法律の規定はない。金岡弁護士は「強制捜査に当たり、本来は裁判所から令状を取得して行うべき手法。法規定がないのも問題だ。警察当局の自主判断で、多数の人の位置情報を取得できてしまえば監視社会が進む」と指摘した。

GPSを利用した捜査の実態は国内ではこれまでほとんど明らかになっておらず、刑事裁判などでわずかに判明した例があるだけにとどまっている。

愛知県警が車にGPS

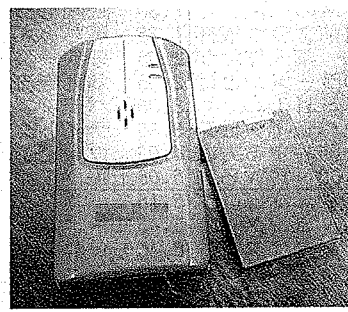
男性が提訴、口頭弁論「監視された」

愛知県警が無断で自家用車に全地球測位システム

(GPS)端末を取り付け、プライバシーを侵害さ

れたとして、名古屋市守山区の男性(21)が県に約14

0万円の賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が19日、



取り付けられていたGPS端末
|| 男性の弁護士提供(画像の一部を修整しています)

名古屋地裁であった。県は請求の棄却を求めた。

訴状によると、原告の男性は今年3月中旬、自宅マンションの駐車場に止めていた乗用車の底に、磁石とともにGPS端末が取り付

けられているのに気づいた。GPS端末は大手警備会社が貸し出しているもので、約1週間前に確認した際には取り付けられていなかった。相談を受けた弁護士が愛知県弁護士会を通じて警備会社に照会したところ、県警がGPS端末を借り受けていたことがわかったという。

原告側は車の動きを監視する捜査は現行法では認められておらず、違法だと主張。約1週間にわたって行動を監視され、プライバシーを侵害されたことの慰謝料を支払うよう求めた。

GPS端末を使った捜査手法は、必要があれば許容されるという意見と違法な人権侵害だという意見があり、福岡地裁でも裁判にな

っていた。弁護士は口頭弁論後、「根拠となる法律がないのに、警察が独自の判断でGPS端末を取り付けるのは行き過ぎだ。認められれば監視社会になってしまう」と批判した。

県警によると、スマートフォン窃盗事件を捜査する過程でこの車が浮上し、GPS端末を使用したとい